

社会福祉法人の皆様へ

社会福祉法人による生計困難者に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度事業の実施についてのご案内

社会福祉法人による生計困難者に対する介護サービスに係る利用者負担軽減制度事業（以下「社福軽減事業」）は、社会福祉事業を任務とし、税制優遇措置等を受けている社会福祉法人が、低所得者の負担軽減を行うことは本来の使命との考えの下、介護保険制度における低所得者施策を補足すべく、法人の持ち出しにより利用者負担の軽減を行うこととし、その一部を公費により助成するものです。

制度の概要は下記のとおりですので、社会福祉法人の皆様においては、社福軽減事業の実施をご検討いただきますようお願いいたします。

なお、社福軽減事業を実施する際には、法人から都道府県及び広域連合への申し出が必要となりますので、申出書について広域連合本部事業課給付係までご提出ください。（利用者は毎年申請する必要があります。）

【制度概要】

1 対象者

住民税非課税で、次の要件をすべて満たして広域連合が認める者

- ①年間収入が１５０万円以下（世帯員１人ごとに５０万円を加算）
- ②預貯金等が３５０万円以下（世帯員１人ごとに１００万円を加算）
- ③日常生活に供する資産以外に資産がない
- ④親族等に扶養されていない
- ⑤介護保険料を滞納していない

2 軽減対象となる費用

次のサービスに係る介護費負担（１割負担）、食費・居住費（滞在費）

訪問介護、夜間対応型訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護※、短期入所生活介護※、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護※、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、複合型サービス、介護福祉施設サービス

（※印は介護予防サービスを含む）

総合事業の第１号訪問事業のうち旧介護予防訪問介護に相当する事業・第１号通所事業のうち旧介護予防通所介護に相当する事業（自己負担割合が保険給付と同様のもの）

3 軽減割合

原則 1 / 4

（老齢福祉年金受給者は 1 / 2）

※生活保護受給者は居住費（従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。）を全額軽減。なお、生活保護受給者の 1 割負担分・食費は生活保護より給付される。（多床室の場合、居住費は特定入所者介護サービス費により支給されるので社福軽減事業の対象外）

対象サービスに係る1割負担	1 / 4 軽減
食費	
居住費	

4 公費負担

- 軽減を行った社会福祉法人に対して、軽減総額の 1 / 2 を公費から助成。
- 軽減の対象でない利用者も含めた、事業者が本来受領すべき利用者負担の総額（1 割負担、食費、居住費の合計）の 1 %までは、法人が全額を負担。
- 特別養護老人ホームについては、軽減総額のうち、本来受領すべき利用者負担収入の 10 %を超えた部分の全額が助成の対象。

